

令和3年 新潟県糸魚川市における地滑りにより被災された皆様へ

この度の災害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。
弊社保険契約のお取り扱い等についてお知らせいたします。

本件に該当する被災者の皆さまの弊社保険契約につきましては、お取り扱いを以下のとおりとさせていただきます。

- 1.保険証券、届け出印等を喪失された保険契約者の皆さまにつきましては、可能な限りの便宜をお図りします。
- 2.保険金のお支払いにつきましては、出来る限り迅速に行うように努めます。
- 3.保険料のお払込につきましては、お申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予期間を最長6ヵ月間まで延長いたします。
- 4.窓口営業を停止させていただく場合等は、新聞やインターネットのホームページに掲示して、保険契約者の皆さまへのお知らせに努めます。

◇災害救助法の適用状況(内閣府発表)

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
令和3年3月4日	【新潟県】 糸魚川市(いといがわし)	災害救助法施行令 第1条第1項第4号適用

※お問い合わせ先 <お客様サービスセンター>

株式会社クローバー少額短期保険

関東財務局長(少額短期保険)第31号

0120-641-090(通話料無料)

月曜日～金曜日午前9時～午後5時(土日祝日、年末年始は除く)